

第126号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第1条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「者」の次に「（市の建築主事に対して当該通知をしようとする者を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づき構造計算適合性判定を求めようとする者（島根県の建築主事を除く。）は、1の適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

別表第4中28の3の項を28の4の項とし、28の2の項の次に次のように加える。

28の3 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円
--	--------------------

別表第4の30の項中「第68条の5の6第1項」を「第68条の5の6」に改める。

第2条 島根県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第4の13の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表中28の4の項を28の5の項とし、28の3の項を28の4の項とし、28の2の項を28の3の項とし、28の項の次に次のように加える。

28の2 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2	申請1件につき 27,000円
--	--------------------

(わ)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の 制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	
--	--

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成19年11月30日か
ら施行する。